

釧路湿原自然再生協議会について

釧路湿原はわが国最大の湿原であり、タンチョウ、キタサンショウウオ、イトウなどの多様で貴重な野生動植物が生息・生育している。湿原周辺の開発等に伴う湿原への土砂・栄養分の流入等により、近年、湿原の面積減少・劣化が進行しており、平成 13 年 3 月には、有識者等により「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」がとりまとめられた。

提言を踏まえ、関係行政機関、地方公共団体、NPO、専門家等が連携し、自然再生の取組みを開始。

平成 15 年 1 月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成 15 年 11 月に自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」を設立。

(流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。)

平成 17 年 3 月には「釧路湿原自然再生全体構想」が作成された。

全体構想を踏まえ、現在までに 5 つの自然再生事業実施計画が作成された。

第 1 回自然再生協議会（平成 15 年 11 月 15 日）

- ・ 協議会の設立

第 2 回自然再生協議会（平成 15 年 12 月 19 日）

- ・ 小委員会の設置（湿原再生小委員会、旧川復元小委員会、土砂流入小委員会、森林再生小委員会、水循環小委員会、再生普及小委員会）

第 6 回自然再生協議会（平成 17 年 2 月 22 日）

- ・ 全体構想（最終案）の協議

釧路湿原自然再生全体構想 作成（平成 17 年 3 月）

第 7 回自然再生協議会（平成 17 年 6 月 14 日）

- ・ 茅沼地区旧川復元実施計画（素案）の協議
- ・ 再生普及行動計画（案）の了承

第 8 回自然再生協議会（平成 17 年 10 月 11 日）

- ・ 茅沼地区旧川復元実施計画（案）の了承
- ・ 達古武地域自然再生事業実施計画（素案）の協議

第 9 回自然再生協議会（平成 18 年 1 月 31 日）

- ・ 達古武地域自然再生事業実施計画（案）の了承
- ・ 土砂流入対策(沈砂地)実施計画〔雪裡・幌呂地域〕(案)の協議、了承
- ・ 土砂流入対策(沈砂地)実施計画〔南標茶地域〕(案)の協議、了承
- ・ 土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕(案)の協議

第 10 回自然再生協議会（平成 18 年 5 月 9 日）

- ・ 土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕(案)の了承
- ・ NPOからの提案について協議

「釧路湿原自然再生全体構想」の概要

自然再生の対象となる区域

釧路川水系の集水域を基本的な対象範囲（面積約 25.1 万 ha）

自然再生の目標

この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す。

具体的には、急速な悪化が進む以前の、国際的に価値が認められたラムサール条約登録前のような湿原環境を一つの姿とする。

< 流域全体としての目標 >

- ・ 湿原生態系の質的量的な回復
- ・ 湿原生態系を維持する循環の再生
- ・ 湿原と持続的に関われる社会づくり

自然再生協議会の構成員

個人(専門家含む) 58

団体 49

関係地方公共団体 8

関係行政機関 3 合計 118(個人・団体) 平成 18 年 9 月現在

「自然再生事業実施計画」について

土砂流入対策(沈砂池)実施計画〔雪裡・幌呂地域〕 平成 18 年 1 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部(農業)、鶴居村

土砂流入対策(沈砂池)実施計画〔南標茶地域〕 平成 18 年 1 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部(農業)、標茶町、南標茶地区排水路維持管理組合

釧路湿原達古武地域自然再生実施計画 平成 18 年 2 月作成

実施者：環境省北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所

土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕 平成 18 年 8 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部(河川)、北海道釧路土木現業所、他

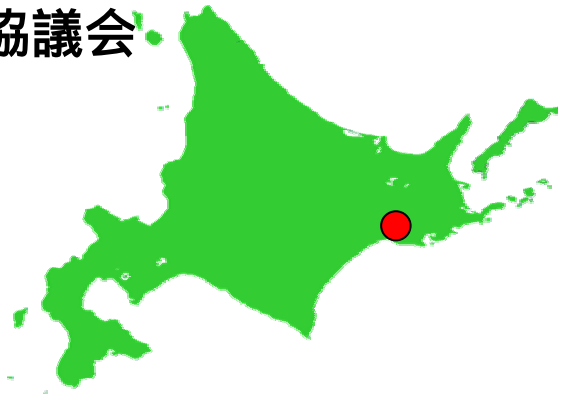
茅沼地区旧河川復元実施計画 平成 18 年 8 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部(河川)

釧路湿原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域
(全体構想より)



直線化した河道



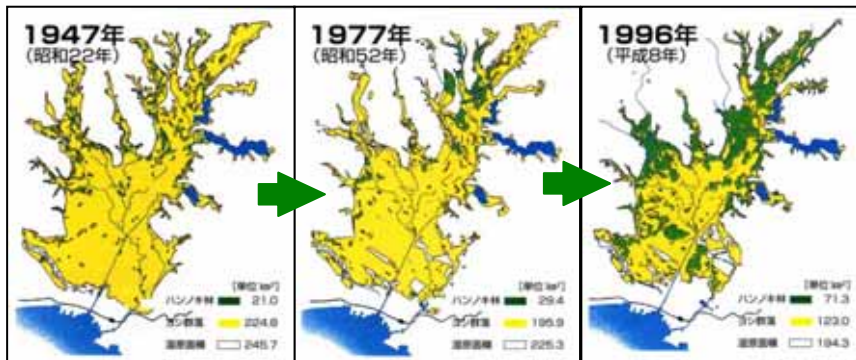
川底が削られた河川



土砂流出が懸念される箇所



単一樹種の一斉造林



ハンノキ林分布変遷図

湿原内への土砂流入の増加等により
湿原の植生が急速に変化している